

平成28年第1回三豊市議会臨時会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)	1
議案第2号	三豊市教育委員会委員の任命について	4

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

平成27年12月28日

三豊市長 横山 忠始

三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年三豊市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち三豊市税条例第 5 1 条第 2 項各号の改正規定中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 1 条のうち三豊市税条例第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 1 5 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 5 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

三豊市教育委員会委員の任命について

下記の者を三豊市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住	所	香川県三豊市
氏	名	則久 郁代

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

平成 28 年第 1 回三豊市議会臨時会 提出議案（条例）新旧対照表

	ページ番号
・議案第 1 号関係 （専決処分の承認を求めることについて（三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）	・・・ 6

【議案第 1 号関係】

三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成27年三豊市条例第28号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(三豊市税条例の一部改正) 第 1 条 三豊市税条例(平成 18 年三豊市条例第 68 号)の一部を次のように改正する。 (中略) 第51条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の 1 号を加える。 (1) 納税義務者の氏名 <u>及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u> _____ _____ _____ (中略) 第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び _____ _____ _____ 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(_____ _____ 法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。 (後略)	(三豊市税条例の一部改正) 第 1 条 三豊市税条例(平成 18 年三豊市条例第 68 号)の一部を次のように改正する。 (中略) 第51条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の 1 号を加える。 (1) 納税義務者の氏名 <u>又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)</u> <u>又は法人番号</u> (中略) 第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び <u>個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u> <u>又は法人番号 (同条第 15 項</u> _____に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)」に改める。 (後略)